

入れるという今回の御判断は、政治的な決断というだけでなく、利払いの計算も緻密にやっていただいた上で、経済合理性を追求した上での御判断と理解してよろしいでしょうか。

○政府参考人（阪田渉君） お答え申し上げます。

国債の償還につきましてでございますが、御指摘のとおり、過去、金利が高かった時期に発行された国債もございます。そうした国債も含め、六十年で償還し終えるといういわゆる六十年償還ルールの方々が取られているところでございます。このルールに基づきまして、毎年度の国債発行計画において、まず借換債の発行額が決められるということでございます。

その上で、年度当初で決算剰余金が出てまいります。これを国債の償還に充てた場合には借換債の発行が減少するということが起きます。一方、一般歳出の財源を賄うために、その分、新規国債の発行が必要となるといってございます。他方、決算剰余金を一般歳出の財源として活用した場合、新規国債の発行が抑制され、当初の計画どおりこの借換債が発行されるということでございます。市場との関係では、どちらの方法を取っても、償還される国債は同一である一方、新たに発行するものが新規国債なのか借換債なのかという違いだけのため、今回の剰余金特例法案により金利負担が大きくなるということはございません。

ん。

○有村治子君 期待の入った意思決定であることを願っております。

最後の質問になろうかと思えます。

財政法、ちよつと技術的な質問になるんですが、財政法第六条第一項の条文には、剰余金のうち二分の一を下らない金額は、公債、借入金償還財源に充てなければならぬと書かれています。

二分の一を下らない金額という表現、やや分かりにくい表現でありまして、所管の財務省作成の資料でさえ、二分の一以上という表現に言い換えられています。

財政健全化に向けての国民的理解を醸成するためにも、二分の一を下らない金額という用語は、次回、財政法を改正するときに、二分の一以上という条文に改められたらいいのではないのでしょうか。実際に都市計画法の改正案では、二平方メートルを下らない規模というのが、実際に法改正を経て、下回らない範囲内というふうに分かりやすい表現にしていることがあります。いかがでしょうか。

○政府参考人（阪田渉君） 財政法第六条の文言は、財政法が制定された昭和二十二年から変わっておらず、御指摘のとおり、この二分の一を下らないという文言も制定時の表現が維持されたものとなっております。

こうした中、この文言が二分の一以上を示すものであることが分かりやすくなるよう、御指摘のとおり、財務省が作成する資料の中でも、この趣旨が二分の一以上を公債の償還財源とすることを求めるものであることを明示しているところがございます。

御指摘のとおり、財政をめぐる制度等につきましては、納税者である国民の皆様に分かりやすく説明していくことは重要であると考えておりまして、御指摘も踏まえながら、財務省としてしっかりと取り組んでまいりたいと思えます。

○有村治子君 優秀な官僚から文字どおりの官僚答弁をいただいたわけでございますけれども、まさに国民に伝わって何ぼというふうに私は思っておりますので、留意ということで結構でございますから、今後とも分かりやすい立法にお努めいただきたいと思えます。

以上で、私、有村治子の質問を終わります。ありがとうございました。

○那谷屋正義君 立憲・国民・新緑風会・社民の那谷屋正義でございます。よろしくお願いいたします。

今回のこの法案は、今、有村委員の方からお話がありましたように、特例の処理をするための法案だということでありまして、それを引き出したのが、いわゆる十五か月予算というふうに政府自ら

が呼んでいるこの大型補正予算というふうにいるわけでありませう。

安心と成長の未来を拓く総合経済対策というところで、三つの柱に基づいて補正予算が提出されたことと承知しておりますけれども、先日の二十日の参議院本会議でも、西村経済財政政策担当大臣がこの経済対策に基づいて、十五か月予算の考え方の下、今年度補正予算や来年度臨時特別措置等の云々ということをもって、もう十五か月予算がありきというか、普通のものだというふうな感覚であのように述べられたことについて、私も驚きを覚えたわけでありませう。

補正予算ということの意味でありますけれども、もう私が言うまでもありません。今、有村さんの方からも話がありましたけれども、やはり緊急かつ当初予算では賄い切れない、そういうものが必要なときに立ててくるものだというのが普通の常識ではないかというふうに思います。補正予算の補正ということについて麻生財務大臣はどのように捉えられていらっしゃるのか、お聞かせいただけます。

○国務大臣（麻生太郎君） 補正予算という、これはもうよく言われますように、いわゆる予算でいわゆる計上されていなかったもの、また緊要性を要するもの等々が基本的な考え方の、いわゆる補正というものを純粹にそれだけを読めばそうい

ったことになろうかという感じを多分御指摘しておられるんだと思えますけれども。

私も基本的には、今言われましたのは、おっしゃるとおり、その補正だけを言われればそうなんですけれども、今回、いろいろ私ども経済対策をやらせていただいておりますが、それに当たりますして、去年、台風十五、十九という非常に広範囲な台風による災害被害というのが起きておりますし、また、米中の貿易摩擦等々がいろいろんな影響を与えておまして、一応今回でも、締結一応した形になってはおりますけれども、あれは今年の九月まで今のままですから、十月どうなるかあれは分からぬということが書いてあるわけですから。そういった意味では、まだまだ海外発の下方リスクはこれは考えておかないかぬ、特に米中間において。そういったことから、私どもは、今回はこれはいろいろなことを今年初めから考えておかないかぬと思つたところに、またさらに武漢のウイルスの話が始まつたりしておりますけれども。

いずれにしても、今回は令和元年度の予備費や補正予算、また来年度の当初予算の臨時特別の措置等々をいろいろ組み合わせるといふことによつて機動的かつ万全にこの対応ができるようなやり方をやらねばならぬと思つて、今回のこの補正予算というものは、こういった経済対策の実行のため

に必要な予算というものを計上しているものでありまして、いわゆる財政法第二十九条の言うところの予算編成後に生じた理由というものと及び緊急、緊要性というもののある政策課題に対応するものだというように、基本的にそのように思っております。

○那谷屋正義君 今大臣が言われた一つの柱の、いわゆる災害からの復旧復興と安全、安心の確保のためということ、これは我々もそのとおりだということに思いますし、できるだけ早く復旧復興のために国がやらなければならぬことだということには思っておりますが、二番目と三番目が、残念ながら私には、その緊急性あるいはその中身からいって本当に補正なのかなど、これは本予算で当然組み込まれて当たり前なんじゃないかなというふうな、そんな中身を感じざるを得ませう。

二番目の就職氷河期世代への支援というのは、まあちよつと遅きに失した感がありますけれども、これはまあ一定評価をしたいというふうに思いますが、しかし、そのほかの部分について、あるいは未来への投資と東京オリンピック・パラリンピックも云々という、こういったことについて、なぜこれが補正なのかと。年度当初のいわゆるその予算に関して、来年度予算にこれは当然付けてくるべきものではないかなというふうに思うわけでありませうけれども、その辺りはどのように

お考えになっていらっしゃるのでしょうか。

○国務大臣（麻生太郎君） 先ほどの御質問と一部かぶるかもしれませんが、やっぱり海外リスクの顕在化というものによって、これは外需だけではなくて、設備投資とか個人消費とかいったような内需が下押しされる可能性というのがないようにはしておかないとかぬところであって、あらかじめ万全の対策を考えておかねばならぬと考えております。加えて、民需主導の経済というのを持続的にやらせていく、やっていってもらうためには、必要な施策を積み上げていろいろ計上させていただきました。

御指摘のその経済の下振れリスクを乗り越えようとするという点やら何やらの御質問は、このような考え方に基づいて計上しているんですが、経済対策に掲げられた施策であって、例えば元々実施が予定されておりました防災・減災、国土強靱化のための三か年の緊急対策とかマイナンバーカードを活用した消費活性化策など、これは令和二年度の予算に臨時特別の措置として既に計上させていたいただいているものでありまして、ある程度かぶっているところもあるかと思いますが、十五か月という考え方の中で包含して考えていただけだと存じます。

○那谷屋正義君 そのところはどうしても見解の相違というか、理解できないところですけど

も。

まあ、要するに予算内、新年度の予算の中での編成、執行ということであれば、いい悪いは別にしてですよ、そういうことであれば、本来、今回のような法改正をする必要がなかった。これは今、有村さんが言われたように、いわゆる財政の健全化というものから考えて、あるいは法の趣旨に照らして、できるだけこういったことはやるべきでない、いや、私はむしろ本来はやってはいけないんじゃないかというぐらい思うわけでありまして、けれども、問題だというふうに思います。

これについてちょっと指摘をさせておく中で、今日は実は文科省から政務官の方にも来ていただいているので、この大きな財源を必要とするようになった、その一部でありますけれども、いわゆるソサエティー五・〇、あるいはSDGsの実現に向けたイノベーションと社会実装の促進等々に鑑みて、いわゆるGIGAスクール構想というのがここで補正予算の中身として出てきています。

このGIGAスクールというものについて、事業の概要を、申し訳ありません、端的にお述べいただけますか。

○政府参考人（矢野和彦君） お答え申し上げます。

学校のICT環境整備につきましては、必要な経費といたしまして、単年度千八百五億円の地方

財政措置が講じられているところでございますが、我が国のICT活用状況は世界から大きく後れを取っており、端末など学校のICT環境は地方自治体間で整備状況にばらつきが見られ、学校のICT環境整備は急務と考えております。

こうした状況を踏まえ、令和元年十二月五日に閣議決定されました安心と成長の未来を拓く総合経済対策に基づき、GIGAスクール構想の実現といたしまして、児童生徒一人一台の端末及び高速通信ネットワークなどの一体的な整備に必要な経費二千三百十八億円を令和元年度補正予算案に計上したところでございます。

○那谷屋正義君 現時点で教育現場では何人にも何台整備ができていいのか、また校内LANの整備状況、最新の調査状況を、これも済みませんが、端的に御説明いただきたいと思っております。

○政府参考人（矢野和彦君） お答え申し上げます。

平成三十一年三月時点におきまして、公立学校における教育用コンピュータの整備は全国平均で五・四人に一台となっているところでございます。また、平成三十一年三月の時点におきまして、これは通信速度を問わずということでございますが、何らかの校内LANが整備されている普通教室の割合は全国平均で八九・九%となっているところでございます。

○那谷屋正義君 これ、文科省としては、いわゆるパソコンを一人に一台配当しようとしているのか、あるいは例えばタブレットなのか、その辺については何かお考えはありますか。

○政府参考人(矢野和彦君) パソコンかタブレットかということについて特定はいたしておりませんけれども、例えばキーボードが付いていること、あるいはタッチパネル機能があること、あるいはQRコードが読めるような機能が付いている、そういった三つの点についてお示ししているところでございます。

○那谷屋正義君 さきの臨時国会で学校の教職員の働き方、給特法について議論がされました。そのときにも、教育現場は多忙を極めているということでありまして、それはもう全ての方の共通認識だった。来年度は、御案内のように、小学校五年の英語の教科化ですとか、もうどんどんどんどん文科省さんが各学校現場に落としていく仕事の量というのは、ビルド・アンド・ビルド・アンド・ビルドでもって、最後はバーストするんじゃないかというような状況に今来ているにもかかわらず、一方で業務の精選とか見直しという話をしています。しかし、やっていることと言っていることが全く違うわけでありまして、例えば、そうやって、何というのかな、一人一台導入するというふうに簡単に言われるけれども、それについて

私、学校現場に行ったら、いきなりパソコン使えと言われてもどうやって教えていいかも分からないですよ。

これ、やっぱり研修だとか様々なことが、条件が必要になってくるわけですよ。そのときに、当然、人がやっぱり必要になってくる。研修に出ていっちゃえば、その先生が学校にいなくなっちゃうわけですから、そうしたときには人が必要になってくる。

そういう意味においても、例えばこういった教員のサポート体制としてどんなものを考えていらっしゃるのか、もし考えていることがあればお聞かせいただきたいと思えます。

○大臣政務官(佐々木さやか君) 一人一台のICT環境、これを整備することに対して、教師がICTの操作に慣れる必要があったりですとか、また、より実践的な指導方法に関する研修を受けたりすることによって一時的に教師の負担が増える場合もあり得ますけれども、その後、将来的には、ICT環境の活用によって、教材の作成、共有が容易になったり、また課題の提出などを効率的に行うことができる、こういったことによつて負担の軽減が図れるものというふうに考えております。

また、例えば教育用コンピューターを活用して、新学習指導要領に基づく新しい教科書に掲載され

ているQRコード、これを活用して教科書の内容に密接に関連する動画などにアクセスをしたり、またインターネットを活用した調べ学習、こういったことをさせる、それから、NHKが配信している教育用動画、こういったことを視聴するということは、さほど大きな負担なく教師が比較的容易に活用することも可能というふうに考えております。

また、具体的に教師の負担を軽減をするということにつきましては、教師のICT活用をサポートするICT支援員の配置を促進をしていくということとともに、ICT活用に関する助言や研修支援などを行うICT活用教育アドバイザーに係る経費を令和二年度政府予算案に計上しているところでございます。

こういった施策によりまして、学校現場の負担を減らしながら、学校におけるICT活用を積極的に推進してまいりたいと、このように考えております。

○那谷屋正義君 今、ICT支援員あるいはアドバイザーを増員等々するというお話でしたけれども、実際には現場に全然マッチしていませんし、配置されない学校がたくさんあります。兼務するということもあるわけで、そうなったときに、そう簡単にこのことは、やっぱり学校現場の先生方としては、しっかりとそれを習得することとい

うのはなかなか時間が掛かる話ですよ。

だったらば、まずそれを先にやるべきじゃないですか。それを先にやった上で、このパソコン一人一台配るとか、そういうことと違うのであればまた話は違う。なぜかというのと、私は、そのパソコン一人一台というやり方というのは授業としてあるんだらうなと思いますよ。効果もあるんだらうなと思います。

だけど、何も整備ができていない中で機械だけぽんと置かれても、しかもパソコンというのは、何というんですかね、何年に一遍取り替えなきゃいけないかなんかするわけでしよう。そういうふうなランニングコスト等も考えたならば、これ、最初だけ、今回お金を出されたとしても、その後のランニングコストのことも考えるならば、それはもう学校現場としては、そのことによつて他の教材が、教材費が削減されるなんてことは本末転倒になっちゃいますからね。そういう意味においては、やはりこれはもつと現場の環境を整えてからやるべきだったというのを私はあえて申し上げておきたいというふうに思います。

公共事業は、こういうふうな災害等にとつては非常に大事だということは私もよく分かりますが、しかし、逆に、予算は立てたものの、実際にそれを請け負う業者が今間に合っていないというのが現状ですよ。そうすると、その予算はどうなつち

やうんだというふうなことで全くこれ同じことなんでしょう。

したがって、ただただ金だけ付けばいいという話じゃないんですよ。そのところをやつぱり文科省さんはもつと理解して、現場の実態に合わせてまず何からやらなきゃいけないのか。先ほど喫緊と言われたけど、私はパソコン一台配るのが喫緊だと思いません。やはり、この多忙化を解消するためには、やはり人を配置することだというふうに思いますよ。そういうふうなところから、やつぱりしっかりと政策を練っていただきたいというふうに思います。

最後になります。今のやり取りを聞いていただいて、麻生大臣、一人一台にパソコンって本当に必要だとお考えでしょうか。

○国務大臣（麻生太郎君） 似たような話、ほら、電子黒板のときにあったやん。思い出してや、俺も反対した、あのとき。今でも覚えてるよ。こんなものは、あなた、使うわけねえじゃねえかって言つて、現場行つた。両極端でしたよ。やたらうまく使っているところあるんだ。はあ、こうやって使うのかと思つて、すげえ参考になつた。やつていないところは、また先生が分かつていないから。今同じようなことになつたという例があるのは事実。

したがって、今回も、この予算組むときには、

これは財務省と文部省との間にいろいろやり取りがあり、財務省の中でも異論が、意見が分かれたという背景だけは教えておきます。その上で出した結論ですから。それだけは、ちよつと、何やおまえ、分かつておらぬやないかと言われたら、分かつておらぬ人もいますよ。認めますよ、私はもう。

だけど、私はたまたま電子黒板のときに反対した記憶があつたもんだから、ちよつとそのときにやつたんで、私どもとしては、いづれにしても、学校における教職員の働き方の問題に係してるところでもあるんですけれども、いわゆる勤務時間の管理がちゃんとできるように徹底するとか業務の明確化とか、またいろんなようなものに集中して取り組んでいくというのをやつてもらうための一端としてこれ全部かんでいるんだというところになってくると、それは確かにそうだらうなという感じはしたんですけれども。

いづれにしても、通信技術というのはもう物すごい勢いで幾何級数的に上がつていきますので、このICTの環境の整備というのが必要との観点から、今回のこの一人一台のパソコンという整備を行うものにさせていたんだんですけれども、やつぱり教える側の体制整備というのは絶対だぞという那谷屋さんの言うのは全く正しいんだと思つて、このICT活用の教育アドバイザーやらに

やいかぬとか、それからICTの支援員とかいうような方、学校の先生でない、学校の教育とは違いますから、ある意味。そういった意味で、専門知識を有した外部人材を活用するということを学校が積極的に受け入れて教えてもらわなきゃ教えられるだろうがという話やら何やら、自分ができないと、それを教えるわけですから、というよ

うな話までいろんな、やらせていただいて、私どもとしては学校現場における働き方改革にもつながっていく一端なんだと思つてこれを今一応スタートをさせていただくことにしましたけれども、今おっしゃられたような視点というのは全く私どもも同じことを考えていますので、是非、文部省中等教育局辺りが、初中局辺り、しっかりと研究してやってもらわなきゃいかぬところだと思つています。

○那谷屋正義君 終わります。

○古賀之士君 合同会派の古賀之士です。よろしくお願ひいたします。

補正予算と予備費についてお尋ねをいたします。まず、参考人に伺います。資料の一、それから一の一、一の一、一の一、一の一、今お配りをさせていただいております。インターネット中継を御覧の方にも分かりやすいように御説明いたしますが、まずは資料の一の一、三百五十億円という数字を覚えておいてください。これは、建設国債の対象と

なる出資金について、投資勘定経由でのJBICへの出資金三百五十万円が含まれているという件についてでございます。

これについては、まず一枚目の資料では、建設国債から特会、特別会計投資勘定へ繰り入れられた三百五十億円、そしてその次のページから二枚にわたつて、その三百五十億円がJBIC、つまり株式会社国際協力銀行に組み入れられたというような資料がここに明記されているわけでございます。

そこで質問なんです、この三百五十億円、具体的に何に使うのでしょうか。そして、なぜ補正予算になったんでしょうか。

○政府参考人(可部哲生君) 今委員がお尋ねになりました元年度補正計画におけるJBICに対する措置、出資金三百五十億円でございますけれども、こちらはJBICが融資業務等を実施する上で、リスク管理の観点から、財務基盤を確保し、一定の自己資本比率を維持するために措置したものでございます。

そのために、今委員が御指摘になりましたように、一般会計から財政投融資特別会計投資勘定におきまして三百五十億円を受け入れ、同額をJBICへ出資することとしたものでございまして、これは経済対策の実施として行ったものでございます。

○古賀之士君 自己資本比率を上げるためというようなお話ですけれども、建設国債から調達したのはなぜなのでしょう。

その財政投融資を発行できるはずなんですけれども、財政投融資をあえて発行しなかったのも自己比率を上げるため、自己資本比率を上げるためという理解でよろしいでしょうか。

○政府参考人(可部哲生君) 御指摘のとおりでございます。ただいま申し上げましたように、JBICの自己資本を充実させ、財務基盤を確保するということが目的の措置でございます。

他方、今お尋ねがございましたJBICの財投機関債を仮に発行いたしました場合には、これは負債で調達するということになりますので、純資産となる出資金を充当する必要があります、出資金を措置したということでございます。

○古賀之士君 その出資金ですが、JBICの一般勘定と特別勘定、どちらに入りますか。

○政府参考人(可部哲生君) 一般勘定に繰り入れを行います。

○古賀之士君 一般勘定にした理由は何ですか。

○政府参考人(可部哲生君) 特別勘定は、特別業務に充てるために区分経理を行っているものでございますけれども、今回の経済対策で措置をいたしております成長ファシリティー、こちらの方は特別業務ではなく一般業務であることにより一